

各小・中学校保護者 様

滑川町教育委員会教育長

滑川町立小・中学校の臨時休業の延長について

5月6日までの臨時休業につきましては、保護者の皆様の御理解、御協力をいただきましたこと、誠にありがとうございました。

学校では、5月7日からの学校再開に向けて準備をしてきたところですが、4月28日、県より、県立学校と同様に5月31日まで臨時休業を延長するよう要請がありました。

このことを踏まえ、町教育委員会といたしましても、下記の措置をとることといたしました。

1ヵ月程の臨時休業の延長となり、いつ再開するのか、学習は大丈夫なのかなど、不安や負担もあるかと存じますが、県の感染者数が依然として増加していること、大型連休明けに県内感染者数が1,000人程度となる推計が出されるなど予断を許さない状況にあること、近隣でも感染者が増えていること等を踏まえ、「人との接触8割削減」「外出自粛」「社会的距離（2m）の確保」などに努め、皆様とともに、1日も早い学校再開に向け、協力していければと存じます。

引き続き、小・中学校への御理解と御協力をお願いいたします。

記

○ 臨時休業期間

令和2年5月7日（木）～5月31日（日）

1 休業中の過ごし方について

令和2年度の学習内容を計画的に学習する。

（学校再開以降、学習内容の定着状況は、学校で把握します）

毎朝検温するなど、毎日の健康状態に留意し、1日の生活の計画を立て、規則正しい生活に努めてください。

2 臨時休業中の学習生活相談日等の対応について

学習状況の確認や生徒指導、健康観察を適切に行う観点から、児童生徒等や学校の実態、感染状況を踏まえ、学習生活相談日等を引き続き設けるなどの対応を検討してまいります。

3 その他

小学校での受け入れは、4月と同様に行います。やむを得ず自宅で過ごすことができない場合には、小学校に御相談ください。

今後、急な対応や変更が生じた場合には、その時点で、緊急時のメール配信システムを活用し、お知らせいたしますので、御承知おきください。

臨時休業中の対応については、町のホームページにも掲載している内容がございますので、ご覧いただきたいと思っております。